

《平成24年11月議会質問及び回答要旨》

1. 下水道などの汚水処理施設による河川生息魚介類等への影響について

《回答：農林水産部長》

塩素消毒法による残留塩素が高濃度であった場合には、アユなどの水生生物に何らかの影響を与える可能性があることを示唆する他県の調査事例があるが、通常の場合は、残留塩素による特段の影響があるとは考えていない。

《回答：土木及び農林水産部長》

今後汚水処理施設を整備する地域においては、各消毒方法の長所や短所、そして放流水域の状況等を調査しながら、漁業関係者とよく協議し、総合的に判断して適切な消毒方法を採用することが重要と考えている。

2. ドクターへリについて

《回答：知事》

救急の場合は、早く到達して早く治療することが致命的な影響を持つ可能性が高い。その意味で、西部の方は遠く救命率に影響が出ることが考えられるため、県境をまたぐ運用をすることによって、西部のような遠隔地の救急患者の搬送が容易となるよう、この11月21日の中国地方知事会において、事務的な検討を踏まえ、ドクターへリの広域連携について基本的な合意を行った。

また、今後は救急救命医や看護師の確保に努力し、島根県のドクターへリの充実を図れるよう努力はしていくが、当面は、広島県がドクターへリの運航を平成25年度から始めるため、西部地域では、山口県、広島県のドクターへリでカバーしていきたいと考えている。

3. 小児がん対策について

《回答：健康福祉部長》

国が本年6月に策定した新たながん対策推進計画においては、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境整備を目指し、小児がん拠点病院を整備することが目標に掲げられている。

現在、国において、小児がん拠点病院の指定要件が定められ、今後この指定要件に基づき、全国7ブロック10ヶ所程度の小児がん拠点病院を指定する予定となっている。この小児がん拠点病院が各ブロックの中核を担い、各県の医療機関と連携体制を整備し、総合的な小児がん医療体制の構築を目指すこととなる。

4. 次期「島根県がん対策推進計画」について

《回答：健康福祉部長》

次期島根県がん対策推進計画については、国の基本計画に新たに加わった小児がん対策、あるいはがん患者の就労を含めた社会的な問題への対応、またがん教育などを盛り込むとともに、島根県がん対策推進条例の趣旨に沿って、がん医療の地域医療格差是正に向けた医療提供体制の整備や、がん医療水準の向上のための医師や看護師を始めがん医療に携わる専門的な医療従事者の育成についても強化していくこととしている。

また、がん患者意識調査の結果も踏まえ、がん相談支援センターの認知度向上対策や、ピアサポートを活用した相談支援体制の構築、あるいはがん患者家族をサポートするための情報提供の充実など、新たな課題に対しても計画に盛り込んでいきたいと考えている。